

An instinct for growth

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ: 仮想通貨の所得税・法人税上の取扱い

1. 個人所得税の取扱い

仮想通貨の譲渡などによる所得は、原則として雑所得に区分され総合課税の対象となり累進税率 が適用されます。

雑所得内での損益通算はできますが、他の所得との損益通算はできません。

内 容	取扱い	
譲渡(換金)	「売却価額-取得価額」が所得金額	
商品の購入など通貨の利用	「商品の購入金額ー仮想通貨の取得価額」が所得金額	
交換	「新仮想通貨の購入金額-旧仮想通貨の取得価額」が所得金額	
マイニング (※)	「取得時の時価-マイニングに要した経費」が所得金額	
分裂(分岐)による取得	取得時点では所得は発生せず、新通貨の取得価額はゼロとする	
時価の上昇・下落	個人所得税では資産の含み益・含み損を認識しない	
金銭補償による返金	「補償金の額-失った仮想通貨の取得価額」が所得金額	

※ 不正防止のための仮想通貨取引の承認作業を行うことで、報酬として仮想通貨を取得すること

2. 消費税の取扱い

仮想通貨の譲渡は消費税法上、非課税取引として取り扱われます。

3. 法人税の取扱い (期末評価)

法人の場合は、個人と異なり、所得の種類を区分しません。また、原則として期末評価替えは行いませんが、下記に該当する場合には、時価評価を行います。

該当項目	要件	処理方法
短期売買商品	独立の専門部署により売買	時価評価洗い替え
	又は	
	取得時において短期売買目的で取得した旨を帳簿に明示	
法的整理等に基づく 資産の評価替え	再生計画認可の決定に基づく評価替えが行われた場合	
	又は	時価評価
	更生計画認可の決定に基づく評価替えが行われた場合	

お見逃しなく!

会計上は、"活発な市場"が存在する仮想通貨については、期末時価評価を行うことが企業会計基準委員会により公表されています。